事務事業評価票［市単独補助金］　平成 31 年度

担当課	市民安全課

基本事項				
補助金（事業）名	更生保護協会島原支部運営費補助金		整理番号	0702
根拠法令等	保護司法第１７条	実施を義務付ける規定	○ あり ◉ なし	
関連する市勢振興計画の基本計画	章 第４章 安全・安心と安らぎの環境を整える	予算科目	2 款 1 項 1 目	◉継続 ○新規
	節 第５節 交通安全・防犯の推進	区分	団体の運営費に対するもの	

事業の概要等					
補助金交付の対象（団体名等）	長崎県更生保護協会島原支部	実施期間	始期	平成	年度から
			終期	平成	年度まで
事業の背景及び概要（現状、課題）、または交付団体の活動目的、活動内容など	島原保護区管轄区域内に於ける犯罪者予防更生法並びに更生緊急保護法の運用に関し、資金その他必要な助成をすることにより保護観察事業の充実発展を図ることを目的とする。				
目指す成果（交付対象団体等をどのような状態にしたいのか）	犯罪をした者が善良な社会の一員として更生することを助け、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与すること。 1. 更生保護と犯罪防止に関係機関・団体と連携・協力 2. 更生保護活動推進のため、島原地区保護司会の運営に助成 3.「社会を明るくする運動」の推進 4. 島原地区保護司会の要員の確保				
補助金交付内容等（積算基礎等）	直近の国勢調査世帯数×60円				

事業費等の推移						
区分＼年度		27 年度 実績	28 年度 実績	29 年度 実績	30 年度 実績	31 年度 予算額
補助金交付額(千円)		1,022	1,022	1,025	1,025	1,025
① 団体等事業費（千円）		3,004	3,004	2,952	2,952	2,961
②歳入内訳（千円）	会費等					
	前年度繰越金	26	26	26	20	14
	市補助金	3,004	3,004	2,946	2,946	2,946
	その他の助成金					
	その他雑収入					1
次年度繰越金（②－①）		26	26	20	14	—

30 年度の当該団体等の事業費の主な内訳（市補助金が充当されていると思われるものから順に記載）（単位：千円）

項目	金額	項目	金額
島原地区保護司会への助成金	2,500		

補助金の使途についての特記事項等	事業計画において、更生保護活動推進のため、年間一世帯60円を拠出し、島原地区保護司会の運営に助成するとなっている。

◎1次評価（自己評価）

○視点別分析

視　　点	現 状 分 析	説　　明
① 助成事業の効果	◉ 意図した効果があがっている ○ ある程度効果がある。 ○ あまり効果がない ○ 分析できない ○ 事業効果は後年度	更生保護活動は公益上必要であり、保護司の確保等に効果がある。
② 市の関与の必要性	◉ 必要性は薄れていない ○ 少し薄れている ○ 薄れている ○ 不明 ○ 該当しない	島原半島３市による支援を継続し、保護観察事業の充実発展を図りたい。 なお、支部長は島原市長。
③ 団体の事業内容や助成の在り方等の見直し必要性	◉ 見直しの必要はない ○ 検討の余地はある ○ 見直しの必要あり	更生保護活動の継続に必要な運営補助金であり、見直せない。

○総合評価と今後の方向性

総合評価	判定	◉ A 継続（特段の見直しは行わない） B 見直しのうえで実施 ○ B1 事業規模の拡大　○ B2 事業規模の縮小 ○ B3 事業内容の改善　○ B4 その他の見直し 休止・廃止の具体的方向性 ○ C 休止（隔年実施など）→（　　） ○ D 廃止（終期の設定も含む）→（　　）
	判定理由	島原半島３市で継続して、保護観察事業の充実発展を図るためには必要な助成であると思われる。
今後の課題と見直しの方向性（総合評価判定がB1～B4の場合）	課題	
	見直しの方向性	

◎2次評価

判　定	A1特段の見直しを行わず、現行のまま継続
備　考	当該団体は、更生保護活動に協力する保護司会などに助成・支援を行っており、犯罪を犯した者の改善及び更生を助け犯罪を予防し、地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与しており、今後においても継続的に補助を実施する必要がある。

◎3次評価

判　定	
備　考	

評価結果を踏まえた次年度予算への反映状況（☑）

☐ 補助額の削減　☐ 補助額の増加　☐ 補助の休止若しくは廃止　☑ 現状維持　⇒ 予算措置額の増減　0 千円

備考	

（　更生保護協会島原支部運営費補助金　）